

# 図書館員の課題解決型サービスと 法情報提供

岩 隈 道 洋

## 1、課題解決型図書館サービスと法情報

図書館、とりわけ公共図書館においては近年、課題解決型サービスの提供が重要な施策として注目されており、文部科学省や関連団体も課題解決型の図書館サービスに関する調査結果<sup>1)</sup>や政策提言<sup>2)</sup>を多く打ち出している。

これらの課題解決型図書館サービスが活発に行われている分野は、ビジネス支援である。また、法情報の提供に関しても、課題解決型図書館サービスの一要素として、以前よりは図書館界における関心が高まってきている。しかし、図書館におけるビジネス支援に対する各地での積極的な実践事例に比べると、法情報の提供（及び医療情報の提供）は、やや下火である面は否定できない<sup>3)</sup>。

ビジネス支援は、NY市立図書館を一つのモデルとするアメリカでの先進

- 
- 1) 「公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書」(2014年度・2015年度) 全国公共図書館協議会（全公図）(2015・2016)
  - 2) 「地域の情報ハブとしての図書館（課題解決型の図書館を目指して）」文部科学省 図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会（2005）
  - 3) 全公図2016前掲註1,2頁

事例が夙に本邦においても紹介されており<sup>4)</sup>、またそこで提供されるべき情報の種類は多様であると同時に必ずしも特別な専門性を要求する情報ではない場合が多い。また、図書館員によるビジネス支援の結果、ビジネスに失敗した利用者がいたと仮定しても、自由資本主義社会におけるビジネスの在り方に鑑みても、それは利用者の自己責任の問題と受け止めることが、図書館側にも利用者側にも容易であることも、図書館が自由に創意を凝らしてこの支援活動に注力することができる一要因でもあろう。また、有償でビジネス支援と同一方向の専門サービスを提供する業種として、経営コンサルタントが存在しているが、資格制度によってその専門サービスの提供を排他的に業務独占しているわけではない。

一方、法情報と医療情報に目を転じてみると、外国における先進事例の紹介がなされていないわけではないが、ビジネス支援ほどに全国の図書館でそういった先進事例の情報が共有されているとは言いがたい現状がある。また、提供すべき資料の専門性が、(本来は平易なものから高度なものまで幅広く存在しているはずなのだが) おしなべて高く、図書館員にとっても一筋縄ではゆかないという感触を持ちやすいという側面もあろう。また、課題解決型サービスの注目度が上がった現在では必ずしも主要な要因とは言えないかもしれないが、1960年代に著された図書館学の教科書等で、医療と法律に関するテーマは、専門性が高く、資料提供の結果に責任を負わされる可能性もあるので、日本図書館協会の参考事務規定に基づき、参考相談(レファレンス)で回答をすべきでない旨の記述をしているものもある<sup>5)</sup>。そのような教育を受けた世代の図書館員が共有し、後進に伝達してきた司書倫理とでもいうべきものの中に、医と法に関する資料提供への慎重さが刻み込まれている

---

4) 竹内利明「公共図書館におけるビジネス支援」ビジネス支援図書館推進協議会(2004)、菅谷明子『未来をつくる図書館—ニューヨークからの報告—』岩波書店(2003)

5) 石塚正成『図書館通論』明治書院(1966)

可能性もある。また、医と法に関する専門的な資料提供の結果として、利用者の生命や身体、財産その他の権利に対する被害が発生する可能性は、他の種類の資料より高いと考えられているという点にも注意を払う必要がある。

また、医と法の分野においては、非常に専門性の高い国家試験を突破して排他的な業務独占を達成している、医師や弁護士を中核とする専門家集団が存在している。一般的なレファレンスやビジネス支援において、図書館員が利用者に資料を提供することは、日常的な営みと言い得るし、その場面では、「利用者の立場に立って」資料の調査や提供を行うことが、図書館員のサービスの価値を向上させると考えられる。しかし、医療情報や法情報のレファレンスの場面において、現実的な課題解決を求める利用者の立場に立って資料を探すためには利用者のプライバシーに深く立ち入る必要が発生する場合もあろうし、その課題解決に親身になればなるほど、図書館員は課題の当事者性を深めて行くこととなり、更に進むと医師や弁護士といった当該分野の専門家が関与すべき領域に、図書館員が踏み込んでゆく危険性が増してゆく。

筆者は既に、法律主題についての専門性を備えた司書として、「ロー・ライブラリアン」や「法コンシェルジュ」といった人材の育成につき検討してきており<sup>6)</sup>、また、そのような人材育成のため、いくつかの実践を試みて<sup>7)</sup>現在に至っている。そのような活動を経る中で、課題解決型の図書館サービスのうち、法情報について利用者に対する積極的な提供を試みる公共図書館や、具体的な課題を抱えた図書館利用者に対して、法情報も含めた支援を図書館・司書の持つスキルで限界まで提供してゆきたいという意欲を持つ図書館員から、法情報の提供に関する意見を聞く機会を数多く得た。そのような意見の中には、法情報を図書館において利用者にも有効に提供してゆく際に、図

---

6) 岩隈道洋「法情報専門職の創造 —— 職業的ロー・ライブラリアンの存在意義」現代の図書館42巻4号日本図書館協会, 215-221頁 (2004)

7) 田村・金澤「ロー・ライブラリアン研究会の活動について ～法情報を市民に身近なものへ～」専門図書館第278号, 9-15頁 (2016)、ロー・ライブラリアン研究会『法情報の調べ方入門』日本図書館協会 (2015)

書館員が困難を感じたり、どこまで専門的な情報提供に踏み込んでよいか疑問を持ちながら活動している場面があることがしばしば語られる。

本稿は、そういった公共図書館とその図書館員の問題意識を出発点としつつ、公共図書館における課題解決型図書館サービスの一環としての法情報提供を行う際に解決しておくべき問題点を、提供される法情報それ自体と、法情報提供者の対応スキル、法情報提供に伴うリスクマネジメントの観点から指摘し、いくつかの解決提案を行うことを企図している。

## 2、公共図書館における法情報提供のあり方

既に公共図書館の業務に従事している図書館員や、その養成課程を考える立場の専門家にとって、法律主題特化型の専門家を、図書館員の中に増やしてゆくことについて、違和感や抵抗感を示す意見は存在する。また、現行図書館実務の枠組みの中では、司書は勤務先の図書館施設に業務内容・経験が依存するという業務の性質上やむを得ない制約がある。また、司書は全ての来館者の要望ある程度均等に対応するためにジェネラリストでなければならないといった利用者の要請や図書館員自身の自己規定も一定の影響がある。また、公共図書館の人事の問題として、一般職員のキャリアにおける一通過点にすぎないといった現状のもたらす問題点もある。

また、図書館員が特定の主題（専門分野）に深入りし過ぎることは、主題による利用者への差別になりかねないので、大学など限られた専門図書館の司書だけが行なえばよいという意見もある。しかし、このままでは現行制度上の司書と、それに連なる多くの図書館員に、主題別専門性を深めるインセンティブが育たない。課題解決型図書館サービスが注目され、様々な実践が行われ始めている現在、主題についてより豊富な知識を持つ図書館員を養成する仕組や方法を検討するのに適した時期になっていると考える。

弁護士などの専門家は、具体的な争いの中で、依頼者の主張を法の限界内で最大限主張することがその仕事の中核にある。つまり、強い党派性を持つ

て業務に当たることがその職務の特徴であり、業務の質を担保するために業務独占の資格となっている。また、その高い専門性の故に、一定の報酬を要求する。しかし、法情報提供の素養を持つ図書館員（ロー・ライブラリアン）は、情報提供をその業務の中核に据える。従って、個々の事件における党派性とは無縁で業務を遂行することが、ひとまずは観念される<sup>8)</sup>。

法律問題の中には、専門法曹に交渉や起案、訴訟代理といった業務を依頼しなければならないような案件が存在する一方で、たった一言、適切な法的アドバイスがあれば解決する問題も多い。その一言を、弁護士から聞かずとも、本から知り得るならば、それは立派な解決たり得る。実際の法的問題の解決過程においても、本人訴訟や企業法務担当者間の交渉、仲裁、和解といった必ずしも法曹の関与を必要としない方法が採用される場合は多く、その背後にはより多くの、漠然とした法的トラブルへの不安感や、一定の法的知識がある者から見れば一笑に付すべき不正請求に対する恐怖感など、当事者が簡潔にして要を得た法情報と接することが出来れば安心を取り戻せるような事案が存在しているはずである。

弁護士などの専門家の中には、本人訴訟や中途半端な法律書の読み齧りによる本人主体の法的問題処理に対して警鐘を発する意見もあるが、当事者が自らある程度の法情報の収集を行った結果、自分の意見として、弁護士に依頼するか、他の方法に依るべきかを判断することは、現時点でも多く行われていることであり、専門家にとって、専門家の依頼による紛争解決が必要とされる事案により力を集中できるという観点からも、図書館における法情報提供は一概に否定すべき営みではないと考える。

図書館員は、法情報提供に注目することによって、新たな活動領域の一つが開けて行くことになり、また図書館利用者たる市民にとって、そのような図書館員（ロー・ライブラリアン）は、敷居の高い「法による公平な争いの

---

8) 早野貴文「新しい司法の姿と法の図書館」現代の図書館42巻4号, 日本図書館協会 (2004) 207-214頁.

解決」を、自分の積極的な関与によって見いだしたい人の協力者として、業務を遂行することになる。

では、具体的に司書は法情報に関して何ができるのであろうか？資料提供のための相談を受けていたはずが、法律がらみの案件だと、家族関係や財産関係など、機微な問題に話題が深入りしてしまうため、個人情報の取り扱いの観点から、どこまで深入りしてよいものかわからなくなる場合もあろう。利用者のニーズを知ろうと、親身に話を聞いていると、利用者の切迫した気持ちに分かってきて、何とかしてあげようと思うのだが、一方で「こうすれば大丈夫です」というアドバイスをする結果になってはいけないとも思うし、どうすれば良いかわからなくなる場合もあろう。

そのような、法律問題の党派性からめ捕られないように意識しつつ、特別な法的知識を必要とせず、現行の公共図書館の制度や蔵書を使って行うことが出来る、法情報提供の方法として、以下の3つが考えられる。

- ①蔵書・資料構成の工夫
- ②問題の整理
- ③適切な相談先への誘導

である。

- ①蔵書・資料構成の工夫について考えてみよう。

相談のニーズが比較的多いと考えられる法的テーマについては、専門書よりも、一般向け法律実務書の蔵書・またはパスファインダー<sup>9)</sup>を充実させる

---

9) パスファインダーとは、リーフレット（一枚もの）やパンフレット（小冊子）の形式で、その図書館に所蔵している資料を、テーマを設定した上で紹介し、館内での配架場所やネット上の情報源がどこにあるか一覧できるようにした資料のことをいう。公共図書館において無料で配布されていることが多い。

ことが重要である。法律に関する蔵書を整えようとする際に、専門家や法学部出身者の手を借りることは少なくない。そして、そのような法的素養が一定以上ある補助者の意見を参考に選書を行うと、法令集（六法）、判例集・判例評釈、体系書、次いで大学等で用いられる教科書・入門書といった、文字通りの法律専門書群が揃う傾向にある。各図書館の館種や、利用者の特性・傾向により、そのような専門書を揃えることが妥当な場合もある。特に都道府県立図書館や市町村立の中央図書館のように、館の存在意義の観点から、幅広く蔵書を整えようという方針が採用されている館種であれば、そのような専門書を蔵書としていることが妥当であろう。また、立地（裁判所や法務局の近傍など）や利用者（法曹や公務員、法学生が多い）の傾向によって、法律書の利用者が多い図書館であれば、やはり専門書を整える意義はあろう。一方で法律専門書群を整えても、利用者が伸び悩むような図書館においては、選書の方針を大きく転換する必要がある。

選書すべきは、相談のニーズが比較的多いと考えられる法的テーマである。もちろん、各館毎で、利用者アンケート等を実施して、ニーズを定量的に把握できればそれが望ましい事であるが、一般的な公共図書館の利用者が手に取ってみたい法的テーマは、比較的限られた分野である。具体的には、離婚・相続・不動産・会社設立・交通事故・多重債務・労働関係・実務書式など、生活やビジネスに関連するテーマである。これらの分野では、比較的数量多くの、一般向けの法律入門書や実務書、Q&A集など、法律に親しんでいない一般人にも手に取りやすく、読みやすいよう配慮された法律書が出版されている。これらの法律書は、専門的な体系性とは異なる、実際に発生しうる市民間のトラブルの類型をインデックスとした編集方針を採用しているものが多い。専門書の利用者が伸びない図書館においては、このような一般向けの法律書を充実させることが、利用者にとってより適切な法情報提供の実現につながると考えられる。

このような、比較的簡易な法情報提供を目的とした法律書の信頼性について、懸念を持つ選書担当の図書館員も存在するかもしれない。そのような場

合に、既に述べたような、法的素養が一定以上ある補助者の意見を活用して、蔵書の品質を維持することが可能となる。

法律分野については、当然専門性の高い資料も存在するが、利用者の大半に法的素養がないことを前提とすると、法令集・判例集・判例評釈・体系書といった本格的な法律専門書は、利用されず宝の持ち腐れとなってしまう可能性が高い。これら本格的な法律専門書は、一定の法学教育ないし訓練を受けることで、法令・判例・学説を組み合わせる法的判断ができるように作られているので、法律書を初めて手にするような利用者には、使いこなすことが難しい。

例えば、しばしば、具体的な法律問題を抱えた利用者から、「判例集が見たい」「この判例を見たい」というレファレンス依頼が行われることは多いと聞く。しかし、実際に判例の原文を見ても、判例特有の言い回しはもちろんわかりにくいということは知られているところであるし、事実認定・規範定立・事案への規範の当てはめといった法解釈の手順を訓練されたことのない利用者には、正しくその判例の射程が理解されず、却って自らに有利なように曲解して、紛争が拗れるといった事態も想定される。そういった意味でも、専門性の高い法律書より、まず利用者の多くが「読んでわかる」蔵書構成を工夫することが、とくに小規模な図書館では要請される。

このように、県内各地の分館や、市町村立の中小規模図書館では、高度な専門法律書の利用頻度は多くない、または配架が不適切であることが予想される。このような図書館では、蔵書を先に述べた一般向け法律書中心に整え、高度な専門書は都道府県・市町村の中央館や利用頻度の高い館で集中的に収めることで、本格的な専門書に対するニーズにもある程度応えられることとなり、購入費用の効率化にも資するであろう。また、法情報の分野に関しては、法科大学院や法学部を設置している大学図書館等の、専門的蔵書のある機関と連携し、利用者の紹介や図書館間相互貸借、専門蔵書の複写・閲覧の仕組みをつくることで、高度なニーズに応えることがより容易になる。

また、補助的な手段として、インターネット上の法資料を活用するという方法があり得る。インターネット上の法資料は、無料のものも数多い。そこ



で、インターネット上の無料法資料を活用することは、資料の購入資金が限られた図書館にとっては有効な施策と云いうる。ただし、内容の信頼性や網羅性、利用上の簡便さ、利用者に要求する前提知識などの面で、専門的な有料DBに見劣りする場合もある。

次に、②問題の整理 について考えてみよう。

具体的な案件を抱えた利用者が来館した場合、事情を聞いたうえで、法的課題を含む案件か否かを判断する必要がある。この際、利用者の要望が、一見法的課題では無い様に見えるが、よく聞いてみると法的課題であったり、抱える課題の中に重要な法的問題を含んでいるという場合があり、レファレンス課題の聴き取りの際に留意しなければならない。そして、法的課題との関連性が発見されたら、①で述べたような、一般向けのわかりやすい法律書へと誘導する。まず図書館にいて課題解決を図ろうとする利用者が抱える課題は、ここで解決する案件が多いことが期待される。

①の一般向け法律書で足りない場合、より専門的な資料（六法・判例集・体系書等）の検索・提供を補完的に行う。また、利用者がその法的課題について、ある程度知識や経験があることが確認されたり、聴き取りの中で推定された場合には、初めからこれらの専門的法律資料への誘導も行い得る。

そうして得られた法律関係資料を利用者に提供し、そこでレファレンスが終了する場合も多いであろう。提供した資料を利用者が読んだうえで、更に進んだ資料を求める場合や、難しすぎるのでより易しい資料を求めるような場合は、提供資料と一緒に読んだ上で、その利用者の案件に関係ある、より適切な資料を更に検索することも有効なサービスとなろう。

ここまでは、図書館員が養成課程において十分な訓練を受け、日常的に経験を積んだレファレンスのスキルの延長線上にあり、法曹等の専門家の独占業務との抵触も発生する余地はなく、法律資料の提供に特有の問題はない<sup>10)</sup>。

---

10) 長澤雅男『問題解決のためのレファレンス・サービス』日本図書館協会（1991）43-87頁。

しかし、さらに込み入った相談に進展する場合、一般的なレファレンスや資料提供とは異なった、図書館における法情報提供に特有の問題が発生し得る。

法情報に関するレファレンス経験のある図書館員は、しばしば利用者に「判例」を探してほしい、見てみたい、という依頼を受ける。利用者は、個人的な特定の裁判に対する興味や、消費者問題や環境問題といった社会運動論的な関心などから、学習素材として判例を求める場合もあるが、直接自分が当事者となっている事案の解決指針や、自分に有利な法的文書を獲得することが目的で、判例を利用しようとしている場合がある。特に、後者の理由で判例の検索を求めている場合には、注意が必要である。当該判例が掲載された資料を探し出し、提供できればそれで一応のレファレンス業務終了を見ることが出来るが、提供の際に留意すべきポイントとして、まず情報の提供に徹することである。「過去にこういう判例がある」「この判例集にこのような判例が掲載されている」「あなたが探そうとしている分野の判例は、この雑誌に特集されている」といった形での情報提供は、図書館の行うレファレンス・サービスとして相応しい。しかし、「あなたに有利（不利）な判例がある」といった旨の発言を伴う形での資料提供は危険である。提供した資料に掲載された判例と、利用者が直面している事例が、法的観点からその本質を共有しているかどうかという点は、高度な法的判断であり、法学の訓練を受けていない利用者や図書館員には容易に判断できない事項と言える。また、このような形で利用者にとっての有利・不利といった価値判断に寄り添ってしまうことで、次に述べる党派性の問題も惹起することになる。

既に述べたように、法曹を中心とする法律専門家と、法情報を提供する図書館員の違いは、当事者の主張と一体化して、いわば、利用者の「味方」になって、その立場で活動をするか否かという点に顕著に表れる。一般的なレファレンスにおいては、出来るだけ利用者の立場に寄り添って、その人の立場になって、聴き取りや検索支援を行うことが是とされるが、法情報提供においては、そのような姿勢が、利用者との心理的一体感を生むことになる。

上に述べたような、自分に有利な判例を獲得するために判例を探しているような当事者が利用者である場合、図書館員が過度に利用者の心情に一体化してしまうことで、その場には存在しないが、どこかに必ず存在している利用者の相手方と、知らないうちに敵対関係を形成することになり、ともすると利用者もそういった「味方」としての党派性を図書館員に期待するという結果を生みかねない。例えば、交通事故の被害者として、示談や裁判の交渉に役立てることを目的として来館した利用者には同情して、「そのドライバー、ほんとにひどい人ですね」といった文脈のこぼれを投げかけることで、その図書館員がレファレンス業務に関して持っていた中立性・客観性が損なわれ、当該利用者にとって、「同志」としての党派性を帯びた仲間意識が醸成されてしまう危険性がある。同情の表明によって利用者との心理的距離を近づけたい場合であっても、「そのような事故に遭われて大変でしたね」といった形での、党派性からは距離を置いた、中立的な立場の補助者としての振る舞いに留意すべきである。

さらに、法情報提供を終える際に、留意すべき事項として、図書館員が結論を導かないという点と、利用者図書館員との間で、問題解決に関する合意をしないという点は強調されなければならない。図書館における法情報提供が、業務独占の法曹その他の有資格者の業務と抵触しないためには、不可欠の配慮と言える。提供した法律関係資料を読んだ結果、図書館員と利用者との間で、課題解決の方向性を共通に見出したとしても、「こうすれば大丈夫ですよ!」といった、課題解決のための結論を図書館員が出したような形で、情報提供を終えてしまうと、法律相談に無資格者である図書館員が応じたということになる。また、資料を読んだ結果として、「先方に電話して、こう言いましょうね」「内容証明郵便を送りましょう」といった、法情報に触れた次のアクションについて、図書館員と利用者が合意や約束をするような形で情報提供を終えることも、前述の党派性や非弁活動の観点から、図書館員に無用のリスクを発生させる恐れがある。また、こういった判断が、的外れであった場合や、利用者の立場に偏るあまりバイアスのかかった事案認識

を図書館員も共有していた場合など、結局課題となっていた事案の解決に悪影響を及ぼす結果にもつながり、利用者の利益に反する結果を生むとするならば、図書館員にとっても本意ではないはずである。

ここまで述べてきたような、いわば抑制的なレファレンスを行うべきである、とも聞こえるような主張は、課題解決型図書館の機能を積極的に拡大してゆくために注力している図書館員にとって、意欲を削ぐように受け止められるかもしれない。しかし、公共図書館には、所蔵している図書資料のほか、現在ではインターネットや、外部機関との組織的なネットワーク関係など、地域の情報ハブとしての側面を充実させてきているという強みがある。

これ以上は、利用者の個人的な判断に踏み込んでいかないと相談が継続できないと判断される場合や、利用者が司書である自分に同志的な感覚を過剰に求めてきたと感じられる場合、また、当初考えていたより、利用者の抱える法的な課題案件が切迫していると感じた場合には、上に述べてきた法情報提供に関わるレファレンスの態度では対応が不可能に感じられるであろう。それは、図書館員にとって職務の限界として何かを諦めるような契機として捉えるのではなく、図書館の情報ハブとしてのもう一つの機能へと対応を切り替える契機として捉えるべきである。「これ以上は、図書館の仕事としてお客様の案件に関与することはできません。まずは無料で専門家の相談が受けられる機関を紹介しますので、今日の資料などお持ちになって、そちらで検討することをお勧めします。」といった形の対応で、利用者が喫緊に必要としているものへと適切に誘導することが、図書館には可能である。

③適切な相談先への誘導は、図書館や図書館員が持つ情報提供支援者としての機能を越えた方向での支援を利用者が必要としている際に、選択されるべき最後のレファレンスとも言いうる手法である。もちろん、利用者がレファレンスにより入手した資料に基づいて、自発的に官庁や法律事務所等に相談に向かうことは望ましい事であり、図書館の活動が有効に機能した結果であると評価し得るが、その成果を図書館が知ることが出来るかどうかはその利用者の振る舞いに依存するし、法的課題はしばしばプライバシーを含む

ので、図書館員が過剰に深入りすることも避けるべきであろう。ここで述べたいのは、図書館での資料相談をきっかけとして、より専門的で、あるいは利用者の立場に味方して活動できる専門家の助力が必要であることに、利用者自身、または図書館員が気付いたが、利用者がそういった専門的な相談相手を知らない場合に、図書館が対応できる方法である。

まず、専門家団体や、公的機関が実施している無料の法律相談への誘導である。弁護士会、司法書士会、行政書士会、弁理士会、税理士会、社会保険労務士会といった士業団体主催のものや、自治体主催のもの、消費生活センターのものなど、そのような相談窓口が存在していたり、定期的な相談会を開催しているものも多い。特に公共図書館は、そういった機関のウェブサイトへのリンクや、パンフレット等の情報源を利用者が利用しやすい環境に置くことや、レファレンス担当者がそのような機関への連絡情報について知っておくことで、利用者には次のステップの課題解決行動を促すことが可能になる。

また、公共図書館との法情報提供に関する連携に力を入れている公的機関として、法テラス（日本司法支援センター）<sup>11)</sup>を挙げることが出来る。法テラスは、総合法律支援法に基づいて国が設置する独立行政法人であり、電話又は面談による法情報提供を行っている。その内容は、一定の訓練を受けた法情報提供担当者や、スタッフ弁護士による法制度や専門機関・手続の紹介である。法律問題に精通したスタッフによる情報提供が受けられるという点で、図書館の次のステップとして有効である。また、収入要件があるものの、民事法律扶助により、無料で個別的な法律相談が受けられる（収入要件を越えた場合でも、弁護士の紹介を受けることができる）。更に書類の作成や、裁判などの公的な手続が必要な場合、弁護士や司法書士に依頼する必要がある。その際も、弁護士・司法書士による代理援助・書類作成援助（収入要件

---

11) 日本司法支援センター (<http://www.houterasu.or.jp/hyogo/>)

あり) が利用できる場合がある。法テラスは、各都道府県内に、1～数カ所の地域事務所を設置しており、多くの地域事務所で、図書館や公民館利用者向けのパンフレットを作成して、図書館との連携を積極的に図っている。

### 3、残された課題

本稿では、公共図書館の現状と、そこで働く図書館員が、現状の図書館学や図書館実務で培ってきた専門性を生かす形で、課題解決型の法情報提供を行う際の活動の留意点や、限界について論じてきた<sup>12)</sup>。法律関係の参考相談が来た時に少しく戸惑いや緊張感を持たざるを得なかった図書館員の方々に、何らかの指針を示すことが出来ていれば、本稿の小さな役割は果たされたこととなるだろう。

しかし、公共図書館における課題解決型法情報提供と、それに関わる図書館員を支援してゆくに当たり、解決しておかなければならない問題はいくつか残されている。情報技術の高速度な発達に伴い、司書資格を得るための課程において、コンピュータや情報源の活用のための学修単位は増加している反面、館種や蔵書に影響を受けるためOJTが相応しいと判断された専門資料(特に医・法)に関する学修単位は圧縮されており、図書館員の素養として主題知識を深める機会が狭まっているように思われる点は、その一つである。また、公共図書館を巡る財政状況や社会状況の影響により、自治体内での職務ローテーションや指定管理者制度の導入などで、主題特化型専門家どころか、図書館学の専門家としての司書の配置が困難になっている状況下で、どのように法律主題に強い図書館員を、能力面、組織面、人事面でプロモーションしてゆくかという問題も解決が必要である。次の課題としたい。

---

12) 本稿で主張している法情報提供レファレンスの方法や留意点は、一般的な公共図書館の利用者と図書館員を念頭に置いたものであり、専門的な利用者へのレファレンス対応が重要な大学図書館や、企業・団体立になる専門図書館では当てはまらない。